

公 示 公 告

令和2年10月5日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名
多機能電話機の購入
- 2 調達内容，引渡期限及び引渡場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：多機能電話機の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和2年10月5日に公示公告した「多機能電話機（以下「物品」という。）の購入」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名

多機能電話機の購入

(2) 調達内容、引渡期限及び引渡場所

仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和2年10月27日（火）午後5時（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（税率は10パーセント）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

- (1) 納入する供給物が本仕様を満たすことの確認のため、別添仕様書の参考規格に定める物品以外のものを供給する場合は、「供給物審査願」（表紙を除き、書式は任意）を提出するものとします（別紙様式）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。
- (2) 供給物審査願に関して説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 提出期限
令和2年10月12日（月）午後5時
- (4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、令和2年10月19日（月）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることが出来ます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

- (1) 受付窓口
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：平山）
電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）
FAX 03-3234-0923
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
- (2) 受付時間
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（裁判所の休日を除く。）
- (3) 照会締切
令和2年10月26日（月）午後5時

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

別紙様式

令和 年 月 日提出

最高裁判所 御中

参加者の住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

供 給 物 審 査 願

下記件名の見積合わせに参加したいので、別添資料により供給物審査願を提出します。

記

- 1 件名
多機能電話機の購入
- 2 提出資料（別添のとおり）
供給する物品のメーカー、製品名、同物品が仕様書に求める規格、機能を満たしていることを示す書面（一覧表等）及びカタログ等
※物品の製品名や機能等の要求要件について、カタログ等の該当部分にラインマーカを付してください。
- 3 提出内容の問い合わせ先
連絡担当者の所属部署、氏名及び電話番号（名刺の添付でも可。）

仕 様 書

- 1 件名
多機能電話機の購入
- 2 品目, 数量
多機能電話機 24台
- 3 規格(仕様詳細)等
 - (1) 電話交換設備(日本電気株式会社(NEC)製, SV8500)に対応できる機種で, 24ボタンアナログ停電デジタル多機能電話とすること。
 - (2) バックライト付き大型ディスプレイ, 発着信履歴表示機能・日付・時計機能, チルトレグ・チルトディスプレイ(45°の範囲で調整可能なこと), 各種ボタン(転送, 保留, 再呼, スピーカー, 代理応答, ワンタッチ(登録件数24件以上))及び操作用十字キーが付いていること。
 - (3) 色はホワイト又はベージュとすること。
 - (4) 参考商品
日本電気株式会社(NEC)製 DT400sireis DTZ-24PA-2D(WH)
- 4 引渡場所
最高裁判所(東京都千代田区隼町4-2)
なお, 納入場所において, 担当者の指示する場所に納入すること。
- 5 引渡期限
令和2年12月25日(金)
- 6 その他
 - (1) 物品納入に要する費用はすべて受注者において負担すること。
 - (2) その他詳細について, 本仕様書に記載されていない事項は, 発注者の指示に従うこと。